

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 4

処 分 名	仲卸業務の営業譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可	
処 分 の 概 要	仲卸業務の営業譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割を認可する。	
根 拠 法 令 名	松山市中央卸売市場業務条例(平成17年条例第22号)	
条 項	第25条第1項、第2項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	30日	
標準処理期間	計	30日
判断基準	松山市中央卸売市場業務条例第21条第3項に該当しないこと。(仲卸業務の許可の基準を準用)	
【根拠法令等】	<p>松山市中央卸売市場業務条例 (仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割) 第25条 仲卸業者が事業(市場における仲卸しの業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>2 仲卸業者たる法人の合併の場合(仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第21条第3項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第25条第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併前の法人若しくは分割前の法人が第68条第1項の規定により使用指定を受けていた施設について引き続き使用を指定されたものと解してはならない。</p> <p>(仲卸業務の許可) 第21条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が法人でないとき。</p> <p>(2) 申請者が法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 申請者が第24条又は第78条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 申請者が市場の卸売業者であるとき。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

(6) その業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者がいるとき。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
ウ 市場の売買参加者又は卸売業者若しくは他の仲卸業者の役員若しくは使用人

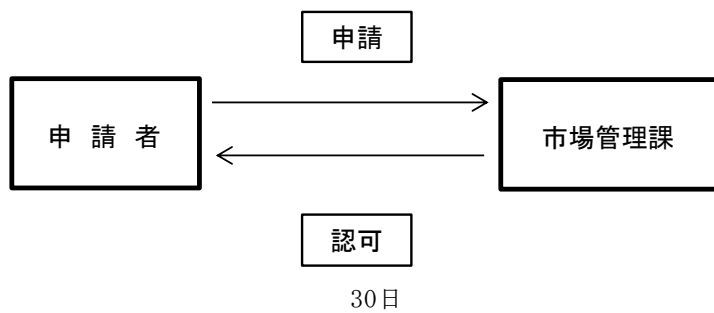
エ 暴力団員等

(7) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(8) 申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

(9) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。